

平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

《会津若松市》

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
著作物のフェアユース規定の導入	著作権法	<p>【文部科学省】</p> <p>基本的に民法の特別法である著作権法は、私人間のルールとして、私人の財産権である著作権（私権）等について定める法律であって、国として著作物の利用を規制（禁止）するものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 著作権法は、無体物（情報）を保護の対象としている点において、特定の地域において特例を認めるという特区制度になじまない ● 私人間のルールが特定の地域だけ変更されると私人間の活動に、著しい支障が生じるという点においても、特区制度になじまない <p>→ フェアユース既定導入の可否について引き続き省庁に検討要請。</p>	なし
コンテンツプロバイダへの免責条件の明確化	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 3 条	<p>【総務省】</p> <p>コンテンツプロバイダの責任範囲については、現行法令において、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報の流通により、プロバイダが、他人の権利が侵害されていることを知っていたとき ② 情報の流通により、プロバイダが、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当な理由があるとき <p>でなければ、責任を負わないことが明確化されている。</p> <p>→ プロバイダが一定の条件（ノーティス・アンド・テイクダウン等）を満たせば免責される規定を整備する等、さらに免責条件を緩和することができないか、引き続き要請。</p>	なし
個人情報の匿名化処理	個人情報保護法第 2 条、	<p>【消費者庁】</p> <p>匿名化の汎用的な技術・手法は存在せず、共</p>	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
に関する共通ルールの策定	第 23 条	通ルールの策定は、技術的に困難です。 また、個人情報の匿名化の方法等について、民間団体が策定する自主規制ルールを第三者機関が認定できることを盛り込んだ法整備を予定しています。(次期通常国会)	
海外企業が日本国民のデータの活用を行う場合の制限・ルールの明確化	—	【内閣官房】 国際的な窓口となる独立した第三者機関の設置、日本国民のデータを扱う外国事業者への法適用、個人情報取扱事業者が外国事業者へ個人データを第三者提供する際の規律やその実効性を確保するための枠組みについて検討する。(平成 27 年の通常国会に関連法案を提出予定)	なし